特　記　仕　様　書

1　調達物品名

日立アロカ社製　汎用超音波画像診断装置　HI VISION Ascendus　一式

①	本体	HI VISION Ascendus
②	19 ｲﾝﾁﾓﾆﾀ	EZU-MT28-S1
③	周辺機器ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽﾕﾆｯﾄ	EZU-VIF1
④	ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｬﾌﾟﾁｬｰｶｰﾄﾞﾕﾆｯﾄ	EZU-DCP3
⑤	ﾘｱﾙﾀｲﾑ動画像記録ｿﾌﾄ	EZU-DV5
⑥	ｺﾝﾄﾗｽﾄ機能	EZU-CH9
⑦	DICOM 転送機能	EZU-FC12
⑧	DICOM ﾜｰｸﾘｽﾄ機能	EZU-FC12W
⑨	DICOM Query/Retrieve 機能	EZU-FC12Q
⑩	ｴﾗｽﾄｸﾞﾗﾌｨ機能	EZU-TE7
⑪	USB 増設ﾕﾆｯﾄ	EZU-UP1
⑫	外部液晶ﾓﾆﾀ出力ﾕﾆｯﾄ	EZU-EL1
⑬	ｵﾌﾟｼｮﾝﾄﾚｲ	EZU-TY2
⑭	磁気ﾄﾗﾝｽﾐｯﾀﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｽﾀﾝﾄﾞ	EZU-RVF1
⑮	位置検出ﾕﾆｯﾄ	EZU-RV3S
⑯	RVS 機能	EZU-RV7
⑰	白黒ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌﾟﾘﾝﾀｰ	EZU-DP1
⑱	ﾌﾟﾛｰﾌﾞﾊﾝｶﾞｰ	EZU-TH6
⑲	電子ｺﾝﾍﾞｯｸｽ探触子	EUP-C715
⑳	電子ｺﾝﾍﾞｯｸｽ探触子(穿刺用)	EUP-B715
㉑	電子ﾘﾆｱ・ｺﾝﾍﾞ探触子(体腔内)	EUP-U533
㉒	電子ﾘﾆｱ探触子	EUP-L52
㉓	ｽﾄﾚｲﾝﾋｽﾄｸﾞﾗﾑ表示機能	EZU-TESH1

2　調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）

性能、機能は下記の要件を必須で満たすこと。

①　本体　　HI VISION Ascendus

1-1　日本語での表記に対応していること。

1-2　検査中に同一患者の過去画像との並列表示が可能であること。

1-3　観察モニタ上にタッチパネルを採用して、画面を見ながら操作する事が可能であること。

1-4　高精細なカラー表示に対応していること。

② 19 ｲﾝﾁﾓﾆﾀ EZU-MT28-S1

①の本体に取付可能であること。

③ 周辺機器ｲﾝﾀｰﾌｪｰｽﾕﾆｯﾄ EZU-VIF1

①の本体に取付可能であること。

④ ﾃﾞｼﾞﾀﾙｷｬﾌﾟﾁｬｰｶｰﾄﾞﾕﾆｯﾄ EZU-DCP3

①の本体のハードディスクに動画の保存が可能であること。

⑤ ﾘｱﾙﾀｲﾑ動画像記録ｿﾌﾄ EZU-DV5

①の本体のハードディスクに動画の保存が可能であること。

⑥ ｺﾝﾄﾗｽﾄ機能 EZU-CH9

⑲の構成の探触子によって、コントラスト機能が対応すること。

⑦ DICOM 転送機能 EZU-FC12

①の本体が DICOM 画像のストレージ機能に対応すること。

⑧ DICOM ﾜｰｸﾘｽﾄ機能 EZU-FC12W

①の本体が DICOM のワークリスト機能に対応すること。

⑨ DICOM Query/Retrieve 機能 EZU-FC12Q

①の本体が DICOM のクエリー機能に対応すること。

⑩ ｴﾗｽﾄｸﾞﾗﾌｨ機能 EZU-TE7

㉑の探触子によって、エラストグラフィが使用可能であること。

⑪ USB 増設ﾕﾆｯﾄ EZU-UP1

①の本体の装置前面の USB コネクタが利用可能であること。

⑫ 外部液晶ﾓﾆﾀ出力ﾕﾆｯﾄ EZU-EL1

②の構成のモニタに表示されている画像が DVI-D 出力により、外部にて接続した液晶モニタにも表示可能であること。

⑬ ｵﾌﾟｼｮﾝﾄﾚｲ EZU-TY2

①の本体に搭載可能であること。

⑭ 磁気ﾄﾗﾝｽﾐｯﾀﾌﾚｷｼﾌﾞﾙｽﾀﾝﾄﾞ EZU-RVF1

⑮を搭載可能であること。

⑮ 位置検出ﾕﾆｯﾄ EZU-RV3S

⑯の構成の機能が使用可能であること。

⑯ RVS 機能 EZU-RV7

⑩の構成が併用可能であること。

⑰ 白黒ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾌﾟﾘﾝﾀｰ EZU-DP1

①の本体に搭載されていること。

⑱ ﾌﾟﾛｰﾌﾞﾊﾝｶﾞｰ EZU-TH6

①の本体に搭載されていること。

⑲ 電子ｺﾝﾍﾞｯｸｽ探触子 EUP-C715

最高周波数が 5MHz 以上であること。

⑳　電子ｺﾝﾍﾞｯｸｽ探触子(穿刺用)　EUP-B715

最高周波数が 5MHz 以上であること。

㉑　電子ﾘﾆｱ・ｺﾝﾍﾞ探触子(体腔内)　EUP-U533

穿刺用金具が対応していること。

㉒　電子ﾘﾆｱ探触子　EUP-L52

最高周波数が 7MHz 以上であること。

㉓　ｽﾄﾚｲﾝﾋｽﾄｸﾞﾗﾑ表示機能　EZU-TESH1

㉒の探触子を使用して、組織のひずみ値を表示可能であること。

3　調達物品に備えるべき性能・機能以外に関する要件（搬入・据付・調整等）

1)　搬入・据付・調整等は以下の要件を満たすこと。

1-1　搬入・設置においては以下のとおりである。

1-1-1　物品の搬入、据付、配線、調整等については、センターの業務に支障をきたさないようセンター職員と協議の上、その指示によること。

1-1-2　1-1-1 の作業は受託者側で行い、これに要する費用はすべて受託者の責任において用意すること。

1-2　保守体制

1-2-1　通常の使用で発生した故障の修理を実施できる体制であること。

1-2-2　納入検査確認後１年間は、通常の使用により故障した場合の無償修理に応じること。

2)　その他

2-1　取扱説明書を１台につき１部用意すること。

2-2　受託者は、物品の取扱いに注意し、故意または過失により損傷した場合は、それを補償すること。

2-3　その他不明な点は、センター職員の指示に従うこと。

【担当】経営企画課 企画・財務係

（内 1212）